

令和元年度第4回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和元年（2019年）9月19日（木） 13:30～16:30

2 場 所 長野県庁西庁舎 111号会議室

3 内 容

○ 議事

（1）（仮称）佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書について（第2回審議）

（2）Web会議システムを利用した委員会参加について

（3）その他

4 出席委員（五十音順、敬称略）

梅 崎 健 夫（委員長職務代理者（副））

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝（委員長）

北 原 曜

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志（委員長職務代理者（正））

中 村 雅 彦

御 巫 由 紀

5 欠席委員（五十音順、敬称略）

大 窪 久美子

亀 山 章

陸 齊

野見山 哲 生

山 室 真 澄

事務局
飯田
(県環境政策課)

ただいまから、令和元年度第4回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、長野県環境部環境政策課環境審査係長の飯田と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。大窪委員、亀山委員、陸委員、野見山委員、山室委員から御都合により欠席という御連絡をいただいております。本日、5名の委員が欠席ですが、条例第37条第2項に規定する委員の過半数は出席いただいておりますので、委員会は成立していることを御報告いたします。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

委員の皆様方、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。事務局から報告がありましたが、定足数を十分満たす御出席をいただいております。定足数を充足するのに苦労されている審議会も多いように聞いておりますが、委員の皆様方の御協力に大変感謝しております。

では、さっそくですが、議事に入らせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。はじめに、今日の会議の進行予定と配布資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
飯田

事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に御説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)「(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書」について、8月20日に開催しました本年度第2回技術委員会での方法書に関する審議で示されました疑問や懸念等を踏まえ、事業者の見解や説明資料を用意いただきましたので、方法書の内容について検討を深めていただきたいと思います。資料1「第2回技術委員会(方法書第1回審議)及び追加提出の意見に対する都市計画決定権者等の見解」に基づき、おおよそ16時までを目処に審議をお願いしたいと思います。

議事(1)終了後に議事(2)の「Web会議システムを利用した委員会参加について」、事務局からシステムの紹介をさせていただき、内容を検討いただきまして、16時30分を終了予定としております。このWeb会議システムについては、本年度第1回技術委員会において検討予定でしたが、こちらの内容を延期し、本日改めて検討いただきたく、資料2としてシステムの概要資料を再度用意したものです。

(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る方法書につきましては、本日が第2回目の審議となりますが、課題や懸念、要請すべき事項等を抽出いただき、意見の方向性に集約の見込みがあれば、次回、10月24日に開催を予定しております第5回技術委員会において、技術委員会意見を取りまとめでいただきたいと思いますと考えています。第5回技術委員会では、住民等から事業者へ提出された環境保全上の意見についても御紹介できる見込みであり、本日第4回技術委員会での検討経過等も踏まえ、10月の第5回委員会までの審議では技術委員会として意見集約が見込めない場合には、11月開催予定の第6回技術委員会での意見取りまとめであっても日程的には可能と考えております。

本日の中部横断自動車道に係る方法書に関する審議方法についてですが、本日の審議では、前回の審議の中で、影響検討のための調査内容の妥当性を審議する上で必要な情報として提示することを要請しました、事業ルート案の各区間で想定される道路構造について、委員会に限り説明していただく予定としております。この道路事業に関する計画情報は、県の情報公開条例で定めます「国や県の検討中の情報であって、公開することによって不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与

え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある」非公開情報と判断しておりますので、道路構造案に関する資料は委員限りの非公開資料とさせていただきます。資料は非公開ですが、審議は公開にて行いたいと思いますので、御発言には留意いただければと思います。

この他の非公開情報として、この道路事業の方法書内容を検討する範囲では、希少野生動植物の生息情報を明らかにして検討する必要性は低いと考えられますが、万一個別種の生息生育場所やそれらが類推できる情報を扱う必要がある場合は、審議を非公開として検討いただく必要があります。非公開情報とすべき具体的場所を明らかにして検討が必要な場合には、議事（１）の審議の最後にまわしていただき、非公開内容をまとめて審議するように運営したいと思います。

非公開審議の必要性は、委員及び委員長の判断により御指示いただくようお願いいたします。

非公開情報の審議の際には、報道機関の方には一旦退室いただき、当会議室の外、西庁舎１階入口付近の待合所でお待ちいただくようお願いいたします。非公開審議が終了しましたら再度入室を御案内させていただきますので、進行に御協力よろしく願います。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。本日の会議進行の留意点ということで、資料に関しては非公開情報も含まれているということです。ただし、審議としては基本的に公開で行うということで、もし審議の中で希少動植物の種名や生息場所といった具体的な情報を挙げて審議する必要が生じましたら、その部分は非公開審議として最後にまわすという趣旨の説明でした。

資料は非公開で審議は公開というのは、あまり多く例を見ないやり方だと思いますが、長野県の技術委員会はできる限り審議を公開する方針で今までも運営してきておりますので、今回も資料は利害関係者が発生してしまう可能性があるため非公開としますが、審議は公開ということで傍聴の方や報道の方にも同席していただけるかたちで運営したいという趣旨です。この点について、委員の皆様、何か御質問等ありますでしょうか。特に御発言がないようですので、御了解いただいたものとさせていただきます。特に生物系の担当の委員の皆様は、もし希少種の名前や生息場所等の議論が必要な局面になりましたら、非公開にした方がいいと一言おっしゃっていただいて、御発言いただくようお願いいたします。

では、御了解いただいたということで、さっそく審議に入らせていただきます。議事（１）「（仮称）佐久都市計画道路１・４・１号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書」についての審議です。

事業者さんから、資料１として１回目の審議で出された意見及び追加で提出された意見に対する都市計画決定権者等の見解と、関連資料１-１～１-４が提出されております。

事業者の皆様方、御多忙の中委員会に御出席くださりましてありがとうございます。それでは、さっそくですが、資料１及び関連資料１-１～１-４の御説明をお願いします。

事業予定者
清水
（長野国道事務所）

長野国道事務所道路計画推進室長の清水と申します。本日は事業予定者ということで、こちらに参加させていただいております。今、委員長の方から御指名いただきましたので、前回の審議でいただきました御意見、また、その後追加でいただきました御意見につきまして、事業者の見解としてこれから御説明させていただきます。どうぞよろしく願います。

片谷委員長

私も表現が不十分でしたけれど、事業予定者と都市計画決定権者は異なる組織ですが、この委員会においてはあえてそれを区別することなく「事業者さん」と呼ばせていただきますので、御了解いただきますようお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。お手元に配布しました資料1が、前回いただきました御意見及びその後追加でいただきました御意見についてリストとしてまとめたものです。この表の見方ですが、左半分がいただいた御意見の内容をまとめてあります。また、右半分がそれに対する事業者としての見解案といったかたちで整理させていただきました。これより私の方で一通り御説明させていただきます。全部で15の御意見をいただいておりますが、この中で、右側の事業者見解の欄の中に事後回答と記載させていただいたところを中心に御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1番目の御意見から御説明させていただきます。1番目の御意見は、全ての項目で「環境基準等との整合が図られているか否かについて評価」と書かれているが、振動などでは環境基準が定められていない項目もあるという塩田委員からの御意見です。また、方法書の記載内容について、特に予測評価方法が極めて似通った表現が用いられているという片谷委員長からの御意見でした。

こちらにつきましては、資料1-1を御覧ください。資料1-1は前回資料6として提示させていただいたものですが、御意見の趣旨に沿いまして、こちらに少し修正を加えております。資料1-1の24、25ページに赤書きで記載させていただいたものが今回直させていただきましたところですが、この記載を詳細に補足させていただきました。調査の手法につきましては、方法書の8-5～8-25ページにおきましても、同様に各環境要素の区分ごとに評価の手法を検討、記載しておりまして、資料1につきましても、各環境要素の区分ごとに評価の手法として24ページ以降に赤字で記載したものです。

例えば、振動について見ますと、方法書の8-12、8-13ページに記載がございますが、「振動規制法施行規則」に規定する特定建設作業の規制に関する基準や道路交通振動の制限との整合が図られているかどうかにより評価を実施してまいります。また、それに加えまして、回避又は低減に係る評価としまして、事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価してまいります。予測方法につきましては、方法書8-5～8-27ページにお示ししておりますが、予測の基本的な方法として、各環境要素の区分ごとに「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている手法を参考として記載しておりますが、今後の現地調査により、当該地域に特異な環境の状況が確認された場合には、状況に応じて適切な予測手法を検討する予定です。

なお、1番に記載ミスがございました。資料1の1番目の項目に「国土政策技術総合研究所」とありますが、国交省の組織ですけれど、名称が誤っています。正しくは「国土技術政策総合研究所」です。大変申し訳ございません。

以上が1番目の事業予定者の見解です。

次は2番目の御意見です。2番目の御意見につきましては、事業対象地域は非常に自然資源が豊かで、大気や水が清浄な地域であり、より慎重に環境影響評価を行う必要がある。そのような当該地域において事業を計画するに当たっての環境配慮方針を示すことという片谷委員長からの御意見でした。

これについては、事業実施における環境配慮につきまして、これまでに進めてまいりました1kmルート帯の検討において、八ヶ岳中信国定公園の一部であります松原湖を避けるなどの自然環境への配慮や、市街地、集落、別荘地及び優良農地等の土地利用への配慮を行ってまいりました。今後の環境アセスの実施、事業の実施に当たりましては、自然環境豊かな地域であることを踏まえ、既存資料及び現地調査により当該地域の環境を適切に把握した上で予測評価を行い、事業による影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされるように検討してまいります。

また、本事業では、自然環境豊かな地域であることを踏まえた丁寧な環境影響評価の実施のために、方法書における環境影響評価項目の選定に当たっては、国土交通省令で示されている参考項目に加えまして、松原湖や湖沼及び湧水、温泉が分布している特徴を踏まえ、河川及び湖沼、地下水の水象を選定したり、長野県環境影響評価条例の項目

から電波障害や文化財を選定するなど配慮しております。なお、ここで言います国土交通省令とは、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」です。

以上が2番目です。

3番目から6番目は当日回答させていただきましたので、飛ばしまして、7番目を御覧ください。

7番目の御意見は、道路構造について、トンネル区間は存在するか、河川区間は橋梁構造とするかなどの基本方針は示すことが可能なのか。方法書の審査期間中に基本方針だけでも出せるのかどうかという片谷委員長からの御意見です。

こちらにつきましては、具体的なルートは今後都市計画手続の中で決定していきますので、現時点では、どの場所にどのような構造が位置するかは申し上げられない状況です。

ただし、現在、1kmルート帯及び地形から想定される主要な構造につきまして、資料1-2に示すとおり整理検討しており、その想定される構造を踏まえて、不足のないように調査地点を選定しております。

資料1-2を御覧ください。資料1-2の1枚目ですが、これは今回対象となっております中部横断自動車道の、一番左が山梨県の長坂、一番右側が長野県内の八千穂高原 ICです。この全線を1kmのルート帯として表したものです。平面図には等高線等入っているところですが、下の絵は縦断方向を中心線に沿って切ったものです。概ねこのような高低差があるということをお確認いただければと思います。ただ、これは実際のルートではございませんで、あくまでも地図上で一番高いところと今回の事業実施区域で一番低いところの両端をおさえたものという意味で御認識いただければと思います。こちらの資料は、あくまでそういった意味で作らせていただきましたので、道路の勾配自体ではないということをお前提として御確認ください。

資料1-2の5ページを御覧ください。この場所は、地下式構造の可能性のある途中の緑色の箇所や青の箇所では地下水の調査をしていきますという意味です。また、同じく資料1-2の7ページを御覧ください。こちらでは、嵩上式構造の可能性があり、集落等に近接する可能性が想定される箇所では、日照障害や電波障害の調査を実施するというかたちで検討しているというものを示したものです。3色で色分けしております。緑色のところが主に地表式・地下式、赤いところが主に嵩上式・地表式、青いところが主に地下式・嵩上式の各構造の可能性がります。まだ詳細な調査又は設計をしているものではございませんので、1kmの範囲内でおきまして、この区間はおよそこういった構造が出てくるだろうという想定で作っているものです。今後調査する上で必要な構造が集約されているということで想定しております。

続いて、資料1の8番目の御意見です。学校等の配慮が必要な施設と事業区域との関係を明らかにするという塩田委員からの御意見でした。

こちらにつきましては、方法書においては学校教育施設との位置関係は図5-2-7に、病院及び社会福祉施設との位置関係は図5-2-8に、住宅地等の土地利用の状況は図5-2-3に示すとおりとなっております。

また、例えば、資料1-2の3ページを御覧ください。こちらは大気質、騒音、振動の調査場所となっております。それぞれの色分けに応じて配慮が必要な施設といったものをこの中に、ちょっと小さくて申し訳ないですが、社会福祉施設、学校教育施設を記載しております。このようなかたちで全て網羅している状況です。

続いて9番に記載しております御意見です。トンネル工事の実施に対しては、騒音や低周波音への影響について選定すべき、という塩田委員からの御意見です。また、それに関連して、事業計画が不確定の部分が多く残っている状況では、調査項目選定の妥当性も検討できないので、事業計画の提示方法を見直していただきたいという片谷委員長からの御意見もあります。

まず、現在の1kmルート帯及び地形から可能性のある主要な構造につきましては、先

ほど7番の回答で説明させていただきましたとおり、資料1-2に示した内容で整理検討しているところです。

トンネル工事による騒音につきましては、技術手法に記載しているとおり、トンネル工事を含む影響につきましては、「建設機械の稼働」の項目において検討することを想定しております。

トンネル工事の実施における低周波音につきましては、国土交通省令及び技術手法をもとに項目の選定・非選定を検討しております。本事業では選定していないというのが現状です。

また、トンネル工事の発破については、詳細な工事計画作成の段階で実施の可否を検討していく予定です。事業実施段階でトンネル工事に発破工法等の採用が決定した場合でも、一般的な道路事業の工事では防音扉を設置するなど低周波音等の影響の低減に努めるよう対応することから、周辺環境に顕著な影響を及ぼす可能性は極めて小さいものと考えておりますが、今後、事業の実施段階においてトンネル工事に発破工法等を採用することが決定した場合におきましては、個々の対応としまして、専門家の先生に相談しながら、具体的な保全対策について丁寧に検討、対応していきたいと考えております。

10番目に記載しております御意見です。調査項目の選定に当たって、水象の地下水が選定しているものについては、関連性が強い地質も合わせて選定するべきであるという富樫委員からの御意見でした。

地質につきましては、項目としては選定しておりません。しかし、御指摘のとおり地下水と地質は関連性が強いと考えております。水象の地下水の検討に当たりましては、方法書の8-17ページに示しましたとおり、「帯水層の地質・水理の状況」を調査項目として、既存資料調査に加えまして、現地調査により地質調査としてボーリング等による試料採取又は土質調査としてボーリング孔を利用した土質試験を実施し、対象地域の地質も考慮した上で、予測評価を実施してまいります。

11番の御意見です。方法書の表5-1-38に示されております重要な昆虫類の表につきまして、選定根拠の長野県条例欄は「指定」又は「特別指定」とすべきという中村寛志委員からの御意見でした。

こちらにつきましては、お手元の資料1-3を御覧ください。左側にあるリストが現在方法書で掲載しているものです。この中の赤枠で書かれた部分についての御意見でした。この部分につきましては、全て誤植です。正しくは、その右側のリストにありますように、「指定」又は「特別指定」と記載された赤枠の内容が正しい記載となります。今後、準備書以降の整理において、訂正させていただきたいと思っております。

続いて12番に記載しております御意見です。評価の手法につきまして、「環境基準等との整合が図られているか否かについて評価」とあるが、動物、植物及び生態系には環境基準は馴染まないもので、削除を検討してはどうかという中村雅彦委員からの御意見です。

こちらにつきましては、1番目の回答と同様になりますが、御指摘を踏まえ、資料1-1の24~55ページに示しますように、第1回審議における資料6の記載について、環境要素の区分ごとに記載させていただいているところです。動植物、生態系の評価の手法につきましては資料1-1の44~49ページに記載していますが、より詳細には方法書の8-21~8-23ページに示しましたとおり、事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価してまいります。

13番の御意見です。動物に関しまして、明らかに水生生物への影響を及ぼすため、動物に係る環境要素として、工事の実施の「水底の掘削」を選定する必要性が高い。また、山岳地域を通る道路計画であるため、動物に係る環境要素として土地又は工作物の存在及び供用の「自動車の走行」を選定し、ロードキルや動物との交通事故について評価すべきという中村寛志委員の御意見です。

動物に係る工事の実施の水底の掘削の影響につきましては、御指摘のとおり水生生物

の影響が想定されます。これにつきまして、工事中の影響として「工事施工ヤードの設置」及び「工食用道路等の設置」の項目の中で検討していくという考え方で整理しております。また、動物に係るロードキルを含む供用後の影響につきましても、御指摘のとおり影響が想定されておりますので、技術手法に記載されておりますとおり「道路の存在」の項目の中において、重要な種等の移動経路の分断による影響として扱って検討していくという考え方で整理しております。

14番目に記載しております御意見です。事業地周辺には貴重な種の生息場所が存在するため、ルート及び構造を決定するに当たって配慮することという中村寛志委員からの御意見です。

事業地周辺の動植物の重要な種につきましては、今後の現地調査において、適切に把握していきたいと考えております。また、方法書 8-21 ページに示しますとおり、今後の現地調査、予測評価の結果を踏まえ、事業による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、さらに必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされるように検討してまいります。

最後になります。15番の御意見です。ルート帯内及び周辺において、JAの牧場や滝沢牧場といった牧場で自然との触れ合い活動が行われているため、これらを主要な人と自然との触れ合い活動の場として記載し、調査対象とすべきではないか。また、人と自然との触れ合い活動の場全体への工事中の影響について予測評価を実施し、影響を回避又は低減する必要があるのではないかという陸委員からの御意見でした。

まずはJA牧場や滝沢牧場についてですが、人と自然との触れ合い活動の場は、技術手法において、「過度に自然に影響を及ぼすことなく自然と共生し、それを観察、利用することにより、自然の持つ効用等を楽しむこと」であり、「イベント等の活動、経済活動等は、自然との触れ合いとは言い難い」とされています。そのため、経済活動となっている観光牧場については、調査対象とはならないという考えで整理しております。また、工事中の影響につきましては、技術手法において参考項目以外として位置付けられておりまして、その中で項目を選定する一つの目安としての記載があります。

ちなみに、技術手法の記載は「工事による影響要因として工事施工ヤード、工食用道路の設置があるが、これらは一時的なものであること、道路本体に比べ規模が小さくその復旧が速やかに行われること等、影響が永続的に及ぶわけではない場合が多いことから、参考項目として設定されていない。しかし、自然公園法、自然環境保全法等、自然環境の保全に係る法令で指定されている地域内で工事施工ヤード、工食用道路等の設置により主要な触れ合い活動の場の改変が想定される場合には、項目の選定を行う」です。

当該事業につきましては、この考え方を踏まえまして、現段階では、都市計画対象道路事業実施区域内には自然環境の保全に係る法令による指定地域がありませんので、選定しない方針で方法書を取りまとめしております。ただし、今後、ルート・構造等が概ね決定した段階で工事の概略設置計画を検討しまして、その中で工事の概略計画をもとに周辺の人と自然との触れ合い活動の場に顕著な影響を及ぼすと判断された場合には、予測評価及び環境保全措置の検討を行ってまいるという考えです。

以上で第1回審議及びその後いただきました追加の御意見に対する事業者の見解についての説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。資料1-4はどのように見ればいいでしょうか。

事務局
飯田

事務局から御説明いたします。資料1-4は、第1回審議の追加意見に関し、配慮を求めたい事項として資料を委員からいただきましたので、事業者にその内容をお示しし、配慮の検討をお願いしたことが経過です。

片谷委員長

今日はこれについて何か審議をしますか。

事務局

この内容を以てということはないかと思いますが、事業者の方でこの内容を踏まえて

飯田	検討する内容があればお示ししたいと思います。
片谷委員長	事業者さんから本日の時点でコメントされることはありますか。
事業予定者 清水	資料1の14番に該当する内容ですが、いただいた内容を踏まえ、調査・予測・評価を進めてまいりたいと思います。
片谷委員長	<p>分かりました。委員の皆様、そういう趣旨の資料ということですので、それを含めてこの後の質疑をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、御説明いただいた資料1及び関連する資料1-1～1-4について、委員の皆様のお意見、追加の御質問等をうかがってまいります。いつもの要領ですが、事後回答をいただいた項目につきまして、前回又は追加意見で御発言いただいた委員から御見解をうかがい、その後他の委員の皆様からも御意見等をうかがうというやり方で進めさせていただきます。</p> <p>まず資料1の1番について、塩田委員いかがでしょうか。</p>
塩田委員	こちらで指摘したことについて修正されていますので、1番については結構です。
片谷委員長	<p>1番について、私も当日追加で発言させていただいておりますが、今日提出していただいた資料1-1の記載でかなり改善が図られているかと思います。</p> <p>資料1-1は「方法書の概要」というタイトルにして、方法書自体を作り直してくださいということは通常申し上げませんが、本当は、資料1-1のパワーポイント資料だけでなく、方法書の加除訂正版のようなかたちで、文書のスタイルで方法書に挟み込んで一体化していただくと、一体のものとして保存されて公式の資料になります。今日いただいた資料1-1が公式な資料にならないと申し上げているわけではありませんが、これはかなり要約されているものですので、実はもう少し補足を文章化したものをいただきたいかったというのが私の発言の趣旨でした。</p> <p>事務局、資料1-1を方法書に付けて公式な方法書の正誤版というかたちで残すことは可能でしょうか。</p>
事務局 飯田	資料1-3として方法書の内容の修正版を作っておりますが、同じように修正版や、正誤版の形式で整理されると後々分かり易いと思います。資料の整理形式について委員会として御意見いただければと思います。
片谷委員長	私が発言した趣旨は、パワーポイントの配布資料の修正版だけを提出していただくのではなく、資料1-3はそのまま表を差し替えられる正誤表のようになっているので、同様形式のイメージで補足追加部分を記載したものが提示されることを期待していました。事業者さんいかがでしょうか。
コンサルタント 加藤 (日本工営株式会社)	今御指摘いただきましたように、評価の手法につきましては、前回の御説明のパワーポイント資料でかなり簡略した書き方をしてしまい、申し訳ありませんでした。今回補足した資料をお配りしていますが、お配りした内容は、方法書本編にはもともと調査の手法、評価の手法といった項目ごとに技術手法等を参考に記載させていただいております。方法書には今回修正版でお持ちした内容が既に入っているということで、説明資料として説明不足なところがあったという認識でおります。
片谷委員長	方法書本編の記載も項目ごとに記載内容がかなり似通っているという趣旨もありました。資料1の1番に書かれている私の意見の「再整理する必要性」とは、前回の資料6だけを指したものではありませんが、方法書本編の記載は十分項目ごとの特性を反映した記載になっているという御判断だということでしょうか。

コンサルタント
加藤

今御指摘いただきましたとおり、本文の内容が技術手法に則ったかたちの記載ということもありまして、似たような文章表現が続くところはあろうかと思いますが、記載の内容につきましては、各項目、影響要因のところに応じて記載しております。

片谷委員長

今日ここで隅から隅までもう一回見直すわけにいかないの、コンサルタント会社さんでもう一度文章を点検していただいて、今回資料 1-1 において赤字で書き換えていただいた内容が、特に項目ごとに、より文章中でも強調されるかたちで追記したような資料を、追記した部分を赤字にして、補足資料又は追加資料として提出していただければ、より具体化した方法書になっているという判断ができます。

そのあたりをお願いしたかったの、もう一度持ち帰って見直していただけますか。見直していただいた結果、一文字たりとも追記する内容は無いという御判断であれば、そのように御回答いただいてもやむを得ないかと思いますが、私が見る限りでは必ずしもそうならないと思います。そのあたりをもう一度コンサルタント会社さんで見直していただけるとありがたいと思いますが、事業予定者さんはそれでよろしいでしょうか。

事業予定者
清水

見直しをさせていただきます。

片谷委員長

よろしく申し上げます。ほかに委員の皆様からこの 1 番について何か御意見等があれば承ります。では、あとで気付かれた場合は戻って発言していただいて結構ですので、次に進むことにいたします。

2 番は私の発言ですが、事後回答の内容は妥当なことを書かれておりますので、この回答はこれで結構です。要は一番申し上げたいことは、もともと環境が非常に良い地域ですので、それをいかにして悪化させないかということが今回のアセスメントの主眼になります。もちろん環境基準を満たしているからよいという記載はないだろうと思いますが、現状の環境を悪化させないという趣旨がどれだけ徹底されているかを常に念頭に置いて、今後の調査・予測・評価を進めていただきたいという趣旨です。その点を特にこの後の図書を作られるコンサルタント会社さんに意識していただきたいと思いますので、ぜひそれを履行していただきたいという趣旨です。よろしいでしょうか。

事業予定者
清水

はい

片谷委員長

よろしく申し上げます。

ほかに委員の皆様から何かございますか。では、次に進みます。

3～6 番は前回御回答いただいている内容ですが、もし何か補足したいということがありましたら、途中で御発言いただいても結構です。

7 番にまいります。トンネル区間等の道路構造についての私からの質問に対し、まだ正式なものはないけれども、資料 1-2 を使ってだいたい想定される道路構造の概要に近い情報が出てまいりました。私が発言したことではありますが、むしろいろいろな予測評価項目に関わる話しですので、ほかの委員の皆様から、資料 1-2 を御覧いただいて、見解あるいは今後の調査・予測・評価等に向けての御指摘等を御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

梅崎委員どうぞ。

梅崎委員	<p>前回所用で欠席して申し訳なく思っています。そのときの議論全体を分かっているわけではありませんが、追加で質問させていただきます。</p> <p>資料1-2に地表式、嵩上式、地下式、簡単に言うとトンネル、切土盛土といった想定される道路構造の概要情報が示されており、それに応じて調査地点を選定しているということですが、予測評価の対象項目についても検討しておきたいと思います。</p> <p>当然、トンネル工事等では土砂等が発生します。この場合、調査項目としては、現時点では区間や量が設定できなかったとしても、搬入搬出によるトラック等の運用計画であるとか、土砂の仮置き場とか、トンネルずり等の土壌汚染物質に関する調査項目とか、今考えただけでも3つくらいありますので、そういうのはこの項目として選定しておく必要があると思います。</p>
片谷委員長	<p>事業者さんいかがでしょうか。</p>
梅崎委員	<p>方法書要約書の39ページについて、例えば、関連した内容では、「廃棄物等」の環境要因として「切土工等又は既存の工作物の除去」だけが選定されていますが、トンネル掘削の道路形式に付随したいくつかの項目、廃棄物とか持ち込む盛土材料といった項目がここに見当たりません。</p>
事業予定者 清水	<p>御覧いただいている要約書39ページの表ですが、この表の縦列の左半分が工事の実施中のものとなっております。</p> <p>例えば、今お話しにございました廃棄物等につきましては、土砂関係が増えると想定されますが、「切土工等又は既存の工作物の除去」という環境要因の縦列一番下の「廃棄物等」ということで、環境への負荷の程度等を予測評価する項目で対応する予定で考えております。</p>
片谷委員長	<p>今の梅崎委員の御指摘は、トンネルを掘れば発生土が出るから、それは「トンネル工事の実施」の環境要因の方に入るのではないかという御指摘ですが、トンネルから出る発生土も「切土工等又は既存の工作物の除去」の中に含まれているという御説明でしょうか。</p>
事業予定者 清水	<p>そのようなことで考えております。</p>
片谷委員長	<p>要約書39ページの表のトンネル工事は、要するに穴を掘ることではなくて、影響検討する要因は別のものですか。適切な表現がすぐ浮かびませんが。</p>
梅崎委員	<p>工事の施工による直接影響対象を選定しているという説明であると思われませんが、先ほども話しましたが、廃棄物だけではなくて、切り盛りの量にもよりますが搬入する分もかなりあるでしょうし、すぐには持っていけないので仮置き場もどこかに作る必要性も生じる。そこでは土壌汚染物質の調査も必要になる。これら全部が評価選定項目とその理由の表で示されているというのは分かりにくいので、やはり先ほど言ったようなものは分けて、影響要因ごとに評価項目として選定するんだということをしっかり示していただいた方がいいのではないかという意見です。</p>
片谷委員長	<p>評価選定項目とその理由の表に記号を追加していただくか、あるいは、言葉で説明しているところに発生土の仮置き場や汚染土壌検査等も含むということを追記していただくかということですね。</p>
梅崎委員	<p>はい。先ほど3つ挙げましたが、現時点では、それは必ずやられることだと思いますので、項目に挙げておいた方が安心できるのではないかと思います。</p>

事業予定者
清水

おっしゃられるように、実際の工事を施工するに当たっては、環境配慮という観点で、具体的な仮置きを設けるときにはその周辺状況に影響がないように想定されることは一通り調査する予定です。搬出した土壌にどういったものが入っているかも当然確認する予定ですが、方法書の段階で挙げさせていただいているのは、省令等又は関係する技術指針に基づいた項目で表を作成しております。これから具体的にになったときには当然今おっしゃられたような作業は出るわけですが、現段階においてはこの表の中で集約していると判断しております。

片谷委員長

梅崎委員からの御発言は助言のようなものですが、環境影響評価の項目及び選定の理由のページの下にまだ余白がありますので、事業予定者さんが今まさにおっしゃったことの趣旨を書いておいていただくのが一番いいということです。要は、当然環境に配慮することは理解できますが、そういう姿勢をこの図書にも反映させていただきたいというのがこの委員会の見解であると御理解いただきたいと思います。

梅崎委員

先ほど委員長がこの意見をどのように残すかという話しをされましたが、方法書を書き直すということはちょっと現実的でないので、関連の項目に意見の追加として入れていただいて、それを次のときに出していただくことが私はいいと思います。

片谷委員長

ここについては事務局と協議して詰めていただければいいと思いますが、要は、せっかく事業者さんとして十分な環境配慮をする方針であるという姿勢は見せていただいているので、それが何かのかたちで記録に残ってほしいという趣旨です。ですから、方法書を作り直してくださいという趣旨ではないので、この審議中に追加資料として出させていただくのもひとつのやり方です。あるいは、本日の資料1のような形式の資料が次回以降も出てくるでしょうから、そこに梅崎委員の御意見とそれに対する事業予定者さん又は都市計画決定権者さんの見解として今口頭で発言していただいたような姿勢を表明していただくというのが一番スムーズかと思います。

事業予定者
清水

分かりました。事業者は今県になっていますが、私どもと調整をさせていただきたいと思います。いずれにしても分かるようなかたち、残し方を含めて考えたいと思います。

片谷委員長

よろしく申し上げます。

前にも申し上げたかと思いますが、アセスメントという制度は周辺に住んでいらっしゃる住民の方々が安心できるように図書を作るという趣旨の制度ですので、是非そういう考え方で取り組んでいただきたいと思います。

細かい記載方法等については事務局にお任せしますので、事務局と協議して進めてください。

今の点に関連して他にありますか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

今議論しています資料1の7番の事後回答で、「ルートは今後、都市計画手続の中で決定していく」ということですが、逆に言えば、その手続の中で環境影響を考慮することはあるのでしょうか。

片谷委員長

手続きの中でという趣旨はどのようなことでしょうか。

鈴木委員

経済的とかコスト的には橋梁がいいが、橋梁にすると日照障害が出るような場合に、別の方法がいいのでルートを変えるというようなフィードバックはあるのでしょうか。

片谷委員長

事業者さんいかがですか。

<p>都市計画決定権者 高野 (県都市・まちづくり課)</p>	<p>都市計画決定権者という立場から発言いたします。 鈴木委員が言われましたように、今回の事業については都市アセスということで進めております。これにつきましては、事業者の方で環境アセスをするのではなく、都市計画の手続きと合わせて行いますので、当然ルートを決めていく段階におきましても、環境要素に十分配慮しながらルート案を計画していくような内容になっております。</p>
<p>片谷委員長</p>	<p>ありがとうございます。是非その趣旨は買っていたきたいと思います。 もちろんコストのような条件を全く無視することはできないということは理解できますが、少なくともコストが最優先になってしまうことのないように、環境配慮の優先順位を常に高く持っていただくようお願いしたいと思います。 鈴木委員よろしいですか。 では、資料1-2に関連することで他に御発言はありますでしょうか。 だいたい注文も出ておりますが、私も長くアセスをやっていますが、この種の規模の大きな道路事業で、現時点ではまだかなり曖昧ですが、資料1-2のような資料を出していただいたことはあまり過去に例がないので、そのこと自体は評価できていると思います。前に御発言もありましたが、より具体的な段階に進んだときには、準備書提出を待たずに、ルートや道路構造がより具体化したというような情報を是非事務局に報告していただいて、委員会もそういう情報を共有できるように協力していただきたいと思っております。今回この資料を出していただいたのは、そういう協力姿勢の一環であると理解しておりますが、是非この後も決まったことは逐次報告していただくという姿勢でお願いしたいということを最後に申し上げておきます。 では、また戻っていただいても結構ですので、いったん進むことにいたします。資料1の8番について、塩田委員いかがでしょうか。</p>
<p>塩田委員</p>	<p>前回の資料6「方法書の概要」は、分厚い方法書から内容を取り出してパワーポイントを作って説明しているものです。事後回答にあるように、方法書5-117ページを見ていただくと、私が質問した学校等の施設ということでちゃんと印が付いています。なぜ「方法書の概要」では施設の印が付いた地図を使用しないのですか。どうして方法書と違うものを使うのかがよく分かりません。資料1-2は可能性がある道路構造を示したものであるということで非公開にしたのだと思いますが、方法書5-117ページの地図には道路構造が入っていないのでそのまま使用できるのではないですか。そうすると、全ての地図の中に社会施設や教育施設などをきちんと記載することができますので、私が前回出したような質問は出てきません。あるとすれば、最も近い計画道路の官民境界線から住宅や社会施設までの距離がどれくらいあるかという話しになってきます。そうすると、何kmから何kmくらいの範囲の中にありますということになります。道路との関係が全然書かれていません。そこに影響を受ける施設があるというよりも、道路とその施設との距離関係が重要です。そういうところが実は抜けていたので質問をさせていただいたわけですが、この事後回答ですと、方法書に書いてあるからそれで良いのではないかということになってしまいます。</p>
<p>事業予定者 清水</p>	<p>おっしゃるとおりございません。資料1-2になります。まずこの1km帯の中のどこに実際の道路がくるかは、これから調査や詳細な検討をしていかないと決まってしまうので、今の段階では、お示しできるレベルとして、1km帯の中で概ねこのような道路構造の可能性があるということです。道路自体の場所は明確にお示しできませんが、この1km帯のどこかでこういった構造ができ、それに対して現在の施設がこのように周辺に散らばっているということで、今現在言えるレベルとして資料1-2の絵の方でお示したところです。</p>
<p>塩田委員</p>	<p>今日の資料で、例えば騒音については26、27ページにあります。</p>

片谷委員長	どの資料の26、27 ページですか。
塩田委員	資料1-1です。赤字のところは訂正されています。そうすると、例えばこれについても方法書の中に追加するのであれば、ここに書かれている道路の関係のところは、社会施設などを入れてもらえればよいということになります。 今2点申し上げたのですが、最初のものについてはしっかりと施設のことが分かるように表示していただいて、表示されている中で距離が分かるのであれば距離も表示してください。まだ決まっていないということであれば、その幅は別にしようがないわけですから。そのように訂正して、提出する必要があるれば提出していただければと思います。委員長、よろしいですか。
片谷委員長	資料1-2の7ページには、学校教育施設や社会施設は記入されていますが、これ以上にどのような情報を塩田委員は求めていますか。
塩田委員	ページは、資料1-1の26、27ページです。資料1-1を使わないで非公開の資料1-2を使うのであればそちらの方がいいと思いますが、それが無理だということだから、当然資料1-1の方に載るのだろうと。
片谷委員長	資料1-1は公開資料で、資料1-2は非公開資料ですから、同一には扱えないわけです。
塩田委員	だから、公開資料の中にその施設の印を入れてくださいということです。
片谷委員長	資料1-1の中に何をですか。
塩田委員	病院だとか学校だとか。入っていますか。
事業予定者 清水	おっしゃるとおり、今現在入っていません。 学校や病院は現状の社会情勢の中で整理しただけで、調査・予測・評価の地図の方に入っていないものですから、そこは同じ図面に落としただけの方ではないかという御意見だと思います。方法書も8-28ページが大気質・騒音・振動の図になりますが、確かに学校施設等が入っていません。この件につきまして、資料1-1の方は、委員会としてパワーポイントにまとめたものですが、塩田委員が言われた26、27ページの辺りにつきましては、全部学校施設等を落とし込んだかたちで修正させていただきたいと思えます。
片谷委員長	では、そういう施設と手法の選定というページに載っている図とを合体したものを追加で用意していただけるという御回答ですので、それでよろしいですか。では、よろしくお願いします。 塩田委員、9番についてお願いします。
塩田委員	9番は、整理内容について気持ちはよく分かります。国土交通省のマニュアルを活用してやるので、その中には発破については書かれていないと。ですが、発破を使うか使わないかが不明確であっても、やはり環境影響評価の項目選定の「トンネル工事の実施」には低周波音を影響要素に選定しておいた方がよいのではないですかということを前回質問したわけです。 回答は、やるかやらないか分からないが、やるとしたらトンネルの出入り口のところに防音扉を付けるから周辺への影響は大丈夫ですよと言っています。ということは、トンネルに発破をかける場合は防音扉を付けますということを既に言っているのです。低周波音を選定しておいてもよいのではないですか。そこら辺はどうですか。 道路関係のアセスのときに感じるのが、発破はいわゆる騒音規制法の中にも入ってい

ないし、環境影響評価法にも入っていないので、国の事業でやる場合に法律に則っていないものは外しておいてもいいだろうという気持ちや考え方があるのではないかと思います。ベスト型の環境アセスメントということを考えれば、やはりしっかりと記載しておいた方が事業者としてもやるということを表示することになり、前向きに取り組んでいることが表れてくると思います。

もうひとつは、道路の嵩上で橋ができるときに、コンクリートの箱型橋梁とスチール橋梁ができる可能性があり、そのときにも低周波音の問題が発生する可能性があるもので、しっかりと検討しておいても良いのではないかと前に言ったような気がします。が、環境影響評価の項目選定の嵩上のところに丸印が付いていません。そのときは、今回と同じように、まだ計画がしっかりと決まっていなという話しでしたが、橋ができますよね。

事業予定者
清水

地形的な要素から、嵩上式の橋というかたちになるのか、若しくは地上式で盛土構造的なものになるのかは、これからの検討で決めていく必要があると思っておりますが、いずれにしろ、深い谷とかにつきましては、何かしらのかたちで構造物をとばす必要があると思っております。構造については、橋になるという断言はできない状況です。

塩田委員

川を横断するところもありますよね。

事業予定者
清水

はい、ございます。

塩田委員

そこは橋梁になるのではないですか。一般的には、コンクリート橋梁にしないですよ。ほとんどの場合、やっぱりスチール橋梁になりますか。

事業予定者
山崎

川が流れていて当然そこを跨ぐとなれば橋梁になります。ただ、お手元の非公開資料1-2でお示ししたとおり、高低差がかなり生じると想定しています。分かりにくいですが、図面上かなり等高線が密に入っているところもあります。1kmのルート帯の中で川が流れていれば当然橋梁になるのですが、どの高さで持つて行くか、短い橋梁かそれとも長い橋梁かといったことは、1km帯の中で環境を調べながら道路構造も決めていって、最終的には準備書の中でまた皆様に御審議いただくことになると思います。

川があれば橋梁になりますが、どのくらいの橋梁になるかは、これから調査をして、1km帯の中でどこがベストなのかといったところで、うちの方で絞っていきたいと思っております。例えばメタルかコンクリートのPCかというのも、橋梁がどのくらいとんでいくのかといったところも踏まえて、今後の環境調査もしながら道路構造を決定していく中で決めていきたいと思っております。

塩田委員

具体的にそのようなことを説明しているということは、評価選定項目とその理由の表の要因区分「嵩上」の項には低周波音を選定してくださいということを行っているわけです。

事業予定者
清水

方法書 8-3 ページ、要約書 39 ページの表ですが、こちらに白い丸と黒い丸で対象箇所を記載しております。縦列の左半分が工事中、右半分が供用後の状況を示しています。塩田委員のおっしゃった内容は、例えば橋という構造ですと、縦列の右から3つ目に「道路（嵩上式）」という項目がございます。

塩田委員

そこに丸（○）をお願いしたいのです。

事業予定者
清水

そういうことですね。「道路（嵩上式）」の下が全部空欄になっています。特に、騒音、低周波音は空欄になっていますが、実はここにつきましては、一番右に「自動車の走行」

という欄がありまして、自動車の走行に対する騒音、低周波音のところまで全て網羅しているという判断でして、「道路（嵩上式）」にはあえて丸を付けていません。分かりにくくて申し訳ございませんが、一切そういうことを配慮していないということではありません。そのようなことで御理解いただきたいと思っております。

片谷委員長

表の作り方ですので、要は、橋があるだけでは低周波音は発生しないけど、そこを車が走れば発生する可能性があるから、それは予測評価対象であるということですよ。では、そのように了解したということで、塩田委員よろしいですか。9番について、他の委員から何かございますか。では、次に進みます。10番は富樫委員の発言です。

富樫委員

今までの議論とどうしても重なってしまいますが、この資料1の10番で私の方からお願いしたのは、今のところ詳細な構造は分からず、ルートも正確にはまだ決まっていないのであれば、基本的な考え方として、可能性を事前に拾い上げて、可能性があれば評価項目に入れるのが適切ではないかということです。

先ほどの要約書39ページの項目選定の表がどうしてもよく分からないところがありますが、例えば地形・地質で言えば、一番ネックになっているのが、ただ「重要な地形及び地質」だけを対象にしているという点であり、そのためにどうしても限定されてしまうのだと思います。

土地の安定やよく問題になる地下水のときには、関連項目と一体的に調査をして把握して評価することになるわけですので、そういう意味から言えば、地形・地質は「重要な地形及び地質」だけではなくて、「等」と入れていただいてもいいですし、具体的に「土地の安定等」と入れていただいてもいいので、そのような捉え方をさせていただけないものかどうかがまずひとつ。

それから、先ほどのどれほどの構造になるのか、どういう構造になるのか、どこになるのかというのは、曖昧であればあるほど、工事の実施の「切土工等又は既存の工作物の除去」については丸が入って当然だと思いますし、同じように「トンネル工事の実施」でも丸が入って当然だと思います。それから、「道路（地下式）の存在」についても、地下水との絡みも大きいので、丸が入っていいだろうと思います。先ほどのお話で、当然地下水に関係するところは地質調査をやるという説明があるわけですから、ここに丸を入れることに何の不都合があるんだろうというのが非常に疑問ですが、いかがでしょうか。

片谷委員長

御指摘がありましたがいかがでしょうか。大きく分けると2点に分かれていたと思います。地下水に絡む話とそれ以外の地質の話ですが、要は、切土やトンネル掘削をして地形・地質に丸が付かないのはおかしいではないか、地下水に絡んで地質調査もするのであればそれも丸が付くのではないかという趣旨であったかと思えます。

富樫委員、それで合っていますか。

富樫委員

だいたい合っています。

片谷委員長

不正確な要約で申し訳ありません。事業者さん、今日この場で御回答いただき難いことは持ち帰っていただいても結構です。あと1回はぎりぎり時間的に余裕があるということです。

富樫委員

私が思うには、環境影響評価の項目及び選定として丸を付けたからといって、それは今後詳細な計画が見えてきたときに影響が全く考えられなくても、予測評価をやらなくちゃいけないという意味ではありません。

片谷委員長

それは全くそのとおりで、方法書段階で丸を付けたから必ずやらなくてはならないと

いうことではなく、やる必然性が消えればやらなくていいわけです。例えばトンネルが最たるもので、トンネルを掘らないことにすれば、トンネル工事の予測評価はないわけですから。

事業予定者
清水

方法書 8-3 ページ、要約書 39 ページの表につきましては、例えば、「重要な地形及び地質」の中では、黒い丸を 2 箇所に記載しておりますが、この中に全部包含されていると考えていたところですが、ただ、富樫委員がおっしゃったような内容が見て取れないということですので、次回までに分かりやすい説明ができるものを提示したいと思っております。

片谷委員長

先ほど富樫委員の発言の中に、項目名に「等」を入れるとか、「重要な地形及び地質」だけでなく「土地の安定性」といった文言を追加するということもあり得るといふ御発言があったと思いますので、それも含めて御検討ください。丸の追加だけでなく、文字の追加で対応していただくこともあり得るかと思えます。

では、これは次回までをお願いします。

梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

関連して質問します。方法書には地表地質図は付いていますが、地下構造、地盤の断面図等の情報は全く載っていません。事後回答にはボーリング調査もやられると書かれていますので、早い段階でそういうことも委員会に示していただきたいと思えます。その数によって全体が分かるかどうか分かりませんが、地下の構造は地下水も含めて重要な構造だと思えます。

それに関連して、災害履歴等が気になって方法書を見ていましたが、気象の降雨状況とか温度とかはしっかり書いてありますが、地震に関する記載がないようなので、少なくとも活断層といった情報は必要ではないかと思えます。

片谷委員長

今の点はいかがですか。

コンサルタント
加藤

御指摘いただきありがとうございます。先ほどの活断層の情報につきましては、方法書段階ではあくまで資料調査だけですが、方法書 5-39 ページに断層を示させていただいておりまして、主に千曲川の東側に断層があると把握しております。

梅崎委員

文章中にも記述をしっかりと加えていただければと思えます。

片谷委員長

災害履歴というかたちでの調査はされているんですか。現地調査に行ったときにもそういうのがありましたよね。災害履歴として章立てしてまとめてあるようなかたちではないですね。20 号バイパスの審議のときだったと思えますが、地元市町村がまとめられている災害履歴を出していただきまして、その中には梅崎委員が指導されているというのがありました。

私も方法書全編を確認してはいませんが、まとまって記載されていないようであれば、市町村が作られている資料を引用するかたちで構いませんので、加えてはどうでしょうか。どこまで整理されているかは市町村ごとに違うと思えますが、最近ハザードマップなどの関連もありますので、何かしらありますよね。

事業予定者
清水

現地に行っていたときには、例えば、松原湖周辺の月川泥流堆積物は 800 年とかかなり古い時代の災害だったとか、温泉地帯では硫黄岳の災害が昔あったというのは地元の方から言われました。

今の段階では文献だけの確認でして、なかなかそういった記載がなかったものですから、現段階ではそこまで入っていません。今後の詳細調査の段階では、より現地の状況を詳しく見られると思えます。

片谷委員長	方法書の審査中に間に合うかは厳しいような気もしますが、準備書に行く段階ではそういう情報も含めてこの工事予定ルート周辺の災害耐性を記載していただくようお願いしたいと思います。先ほども申し上げましたが、地元の皆さんの安心のためですので、是非それは加えていただくようお願いいたします。
事業予定者 清水	承知しました。
片谷委員長	梅崎委員よろしいですか。他に関連の御発言はありますか。 続きまして、11番について、中村寛志委員お願いします。
中村寛志委員	誤植ということですので結構です。 先ほど委員長がおっしゃられたように、次の準備書で直すだけじゃなくて、この方法書の正誤表が何かで図書の中に入れ込んでおいていただきたいと思います。
片谷委員長	ウェブ上で公開している図書に正誤表みたいなものを付けて、一緒にダウンロードするようなかたちにはできますか。
事務局 飯田	技術的には可能です。図書の電子データの下に正誤版を追加するのが分かりやすいかと思えます。
片谷委員長	図書のすぐ下に正誤表があるようにしていただくのが一番いいと思います。審議の中で出していただいた資料がそこにくっついているのが一番いいです。それは事務局で工夫してください。 では、12番について、中村雅彦委員お願いします。
中村雅彦委員	私の意見は、12番に書いたように、生物とか生態系は環境基準にまず馴染みません。事後回答は、環境基準との整合性という表現を削除して、事後回答欄の2段落目を評価の基準にしたということでもいいですか。前回の資料6の44~49ページというのは、動物、植物、生態系です。この中に、評価の手法として、「環境基準等との整合性が図られているか否かについて評価する」と書いてありました。それに対して、動物、植物、生態系は、これが環境基準だというのはないと思っています。その部分は全部削除して、事後回答欄2段落目の記載にしたということでもいいですか。
コンサルタント 加藤	今御指摘いただいたとおりでして、方法書には環境基準等との整合というのは書いていなかったのですが、前回の資料6でそのような記載が入ってしまったということがございましたので、今ほど御指摘いただいたとおり、そちらの方は削除しました。方法書にはそうではなくて、回避・低減していきますというところで評価の手法として記載させていただいているところです。おっしゃられたとおりです。
中村雅彦委員	分かりました。 それから、資料1-2で現時点での動物や植物の調査エリアを示してくれましたが、これすごく大雑把で、これからどんどん詰めていくわけですよ。その場合には、どこかで水底の掘削をするかもしれませんよね。そうすると、要約書39ページの表の「水底の掘削」で丸が付いているのは水質ですが、恐らく動物、植物、生態系に関しても評価が必要になってくると思います。そうしたら、そこにも丸を付けるのが普通ではないですか。
コンサルタント	当然水底の掘削の可能性はあると認識しておりまして、そういった影響も当然あると

加藤 考えております。ですので、当然影響として見ていきますが、先ほどからの議論もありますが、工事の実施の「施工ヤードの設置」や「工事用道路の設置」といったところで、工事の中で発生する影響は全て包含するようなかたちで丸をつけています。御指摘のとおり、水底の掘削も含めて、工事の実施中の影響としては、当然検討をしていくと考えております。

中村雅彦委員 はい、分かりました。以上です。

片谷委員長 確認ですが、水底の掘削は、橋を架けるときの橋脚を立てるための掘削の可能性があるという理解でよろしいですか。なるべく脚は川の中に立てないで、跨げれば跨ぎたいというお話しも現地調査の際にあったかと思いますが、その方針は基本的には正しいですか。

事業予定者 山崎 基本的には川の中に橋脚は立てたくないのですが、どうしてもスパン的に立てなければならぬといったときには、そうなってしまいます。基本的には事業者としても立てたくないというのが本音です。

片谷委員長 もし掘削をすることになれば、河川の生物への影響はゼロということはありませんか。思いますから、それは当然保全対象として配慮していただくと理解してよろしいですね。
関連の御発言はありますか。
では、13 番について、中村寛志委員お願いします。もし一緒の方がよければ 14 番も一緒をお願いします。

中村寛志委員 今の議論の続きになると思いますが、私の意見も「水底の掘削」について動物のところに丸が付いていないということです。事後回答は、もし掘削するなら「施工ヤードの設置」と「工事用道路の設置」の中でやりますと書いてありますが、私としては、ここは丸を入れるべきだと思います。道路の技術手法でも前からこのようになっているのかもしれないですが、水底を掘削すれば水の濁りと汚れしか出ないという感じで、動物が無視されているような気がします。
同じように、ロードキルのところも「自動車の走行」に丸をしたらどうですかという意見ですが、「道路の存在」のところで移動経路の分断とかをやると回答されています。私の考えでは、道路が存在しているだけではロードキルは起こらないと思います。自動車が走らないと。ですから、ロードキルの問題も取り上げていただきたいと思います。今、国土交通省や環境省の方で、道路を横断する動物についてしっかりと調査しなさいとあるんですが、車が走っているときに動物がぶつかって車が壊れたり、あるいは中央道ではそれを避けようとして人が亡くなっていますから、その辺の調査や、フェンスを設けるとか注意の札を作るとか、そういうところまでやっていただけたらなと思います。ですから、私としては、自動車の走行のところに丸がいるのではないかなという意見です。

片谷委員長 いかがですか。

コンサルタント 加藤 道路の存在だけでなく、そこに車が走ることでロードキルが発生するというのは御指摘のとおりかと思えます。ただ、道路環境影響評価の技術手法におきましては、移動経路の分断は道路の存在のところで見ていくという整理になっていますので、それに倣って整理させていただいているところです。御指摘の趣旨も踏まえて、「道路の存在」の中でロードキルについても当然検討していくことになろうかと考えています。

片谷委員長 今、中村寛志委員がおっしゃったように、小動物じゃないやや大きめの動物が道路に

出てくると、今度はドライバーや同乗者に対するリスクも出てきます。オーストラリアなんかに行くとしょっちゅう起こっているようですが、日本でもそういう例は確かにありました。そういう対策も、ロードキルというわけにはいきませんが、動物の移動経路の分断の枠組みだけではなく、動物の道路上への侵入もどう捉えるかという観点で、なるべく多角的に見ていただきたいということです。

中村寛志委員がおっしゃった丸を付けるのが適切かどうかというのは、技術手法に書かれているやり方だと付かないことになってしまいますが、もし可能であれば、この案件では丸を付けていただけるとありがたいというのがこの委員会からの要望であるということで、御検討いただきたいと思います。

先ほど富樫委員もおっしゃいましたが、丸を付けたら必ずフルスペックの予測評価をしなければいけないということではありませんし、逆に丸が付いていない項目でも途中で必要性が明らかになったので追加することも当然あるわけですから、その辺は柔軟に捉えていただいてよろしいかと思います。要約書 39 ページの表は、100%これで固まったというものではないという解釈で見ていただくようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

中村寛志委員

14 番については模範解答していただきましたが、私が言いたいのは、資料 1-4 は私が提出したものになりますが、前に信州大学農学部野辺山農場の施設長をしていましたので、結構調べて、資料 1-4 の場所に資料 1 の 14 番で示した希少種がいるので配慮してほしいということです。

配慮については、例えばどのような工事をするかによって、そのやり方が大きく変わってきます。また、環境に影響を及ぼさないようにする方法として、ルートを変更したり、工事の方法を変えたりすることも大きな配慮だと思います。ですから、工法とルートが決まってしまってからミティゲーションをするよりも、その前に考慮していただきたいということでこの情報をお示しました。ルートを決める前の配慮もお願いしたいということで、グーグルの地図や具体的な生息場所の写真の情報も提供したわけです。

片谷委員長

資料 1 の 14 番の事後回答は、「配慮が適正になされるように」ということですが、それはルートを決める段階で配慮をしてほしいという趣旨であるというのが今の御指摘ですが、事業者さんいかがですか。

事業予定者
清水

当該箇所につきましては、非公開資料 1-2 で今言われましたところを見ますと、トンネル等の構造になる可能性がある区間となります。工事のやり方やルートはまだ決まっていますが、そういった希少種がいるということであれば、当然具体的な調査を事前にやることとなりますので、そのときに十分に配慮していくことになろうかと思います。

片谷委員長

今おっしゃった事前というのは、ルート決定前という理解でよろしいですか。

事業予定者
清水

現在ですと、方法書に基づいて調査・予測・評価を行っていきますが、この段階でも必要な調査をやり、ルートの決定後においても工事をやる前に具体的な調査をすることになってございます。

片谷委員長

是非ルート決定のための検討をなされる段階で調査をしていただいて、回避するための方法を検討していただきたいというのが中村寛志委員の御意見の趣旨ですので、最大限それに向かって取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

中村寛志委員

資料 1-2 において、該当の地域はトンネル等の構造が想定されているので少し安心したところですが、調査される場合、方法書 8-21 ページには一般論しか書いていないので、私が指摘した生物の発生時期などを専門家に聞かれたり、いろんな情報を集めて、具体

的に種をフォーカスして調査していただきたいと思います。場所と時期を集中して種を探していただくという調査方法をお願いしたいと思います。

片谷委員長

この地域に関しては、中村寛志委員が研究所の所長をお勤めになっていたという地元ですので、多分一番詳しい専門家に相当すると思います。情報提供は、中村寛志委員も積極的にされるおつもりのようですので、その情報を参考にしながら、できるだけ詳しい調査をして、できるだけ影響を回避するルートと道路構造の決定をしていただくということを重ねてお願いしておきます。

事業予定者
清水

しっかりと調査したいと思いますので、その際には是非御協力の方よろしくお願ひしたいと思います。

片谷委員長

よろしくお願ひいたします。
では、15番の意見を出された陸委員が御欠席ですが、事前に御意見が届いていると聞いていますので、事務局からお願ひします。

事務局
飯田

15番に関しまして、観光牧場に関するものについては対象としないという御意向で回答いただいています。

その内容について、陸委員から、触れ合い活動の場に関し、長野県の場合は観光や牧場などの経済活動が自然と共生している場合が少なくなく、例えば霧ヶ峰高原は数千年の火入れや大規模な草刈りなどの人間活動によって成立した半自然草原ですが、希少種の生息地として極めて重要な場であり、今後エコツーリズムなどの経済活動により保全を図ろうとしていると御指摘いただいています。今回の事業実施区域内にある牧場も、周囲の自然環境の効用も利用しつつ、自然の持つ効用等を楽しめる場である可能性が高いと考えられます。そのため、工事による影響の可能性を現段階で排除すべきでなく、工事区間が全体として自然環境が非常に豊かな地域であることを考慮し、技術手法の文言にとらわれ過ぎず、柔軟に対応していただくことを強く希望すると御意見いただいております。

片谷委員長

陸委員からの御見解を紹介していただきましたが、今日この時点で何か御回答はありますでしょうか。要は、対象から外すのは適切ではないという趣旨の御意見かと思えます。

事業予定者
清水

先ほど私の方で御説明したとおり、経済活動という観点で観光牧場の扱いになっているということもございまして、事後回答のような判断をしたところですが、実際にこれから現地調査を細かく行い、その際に現地の状況を見まして、必要があれば調査の対象にしていきたいと思っております。

片谷委員長

営業をしているところだから自然とは縁が薄いという判断は必ずしも成り立ちませぬので、是非そこは注意深く見ていただくようお願いいたします。

事業予定者
清水

承知しました。

片谷委員長

一通り見てまいりましたが、全体を通じて、後から気付かれた点や前回の審議以降に新たに気付かれた点、特に前回御欠席の委員はまだ御発言いただいていないところもありますので、今日の審議に対する追加の御意見でも結構ですし、新規の御意見ということでも結構ですので、皆様から御意見を承ります。
北原委員どうぞ。

北原委員	<p>トンネルについてお伺いしたいんですが、この区間では松原湖周辺と飯盛山の山梨県側に下るところが、湧水が心配です。両方とも八ヶ岳末端の火山性噴出物の部分になります。透水性がいいので、かなり湧水が出る可能性があります。</p> <p>ボーリング調査の結果をいろいろな判断されるかと思いますが、資料1-2の5ページに青い丸で湧水地がたくさん書いてあります。これを全部調べるというわけではないんですよ。</p>
事業予定者 清水	<p>基本的にはこの事業実施区域内を対象としてございます。これは既存の文献で調べられたものをプロットしたということです。</p>
北原委員	<p>心配なのは、透水性が比較的高くて、本来湧水が起り得るようなところに道路が施工される可能性があるわけですから、上流側の湧水地あるいは湿地の水位が下がる可能性もかなりあります。特に、松原湖は水位が下がってしまう可能性もないことはないと思いますが、そういったときに備えて、あらかじめ水位の観測を事前にある程度やってみてもらえるのでしょうか。</p>
事業予定者 清水	<p>今現在はまだ調査等はしていませんが、これから概略検討等をしていくなかで、水量の変化が見込まれれば、この事業実施区域よりも例えば上流側も含めて調査対象とすることも考えていきたいと思っています。</p>
北原委員	<p>実はこの地域は、降水量が1,000ミリを割るくらいの日本でも屈指の雨が少ない地域ですので、湧水や湿原は非常に重要です。湿原などに住むいろんな生態系もありますし、湧水に依存する住民の方々の生活などもありますので、あらかじめきちんとその水位の影響評価を何年か前からやっておくべきなのではないかと思っています。その辺はどうでしょうか。</p>
事業予定者 清水	<p>この環境影響評価におきましては、四季観測調査を今後開始するわけですが、基本的には四季観測調査一年間の水位の変化を見ていくものです。実際、湧水等については、社会活動の中において利水というかたちで使われているものもございますので、今後実際の工事等をするときには、その何年か前から調査に入り、実際の水位観測を継続していくというかたちになろうかと思っています。実際、国土交通省の事業においては、そのようなかたちで他の事業もやっていますので、同様の流れで進めていくことになるかと思っています。</p> <p>今回の方法書につきましては、現在、この事業実施区域を基本的な調査範囲としまして、検討において必要な上流側又は下流側を含めて必要な湧水箇所の調査があれば、それを今回調査することになると思います。調査期間につきましては、基本は一年ですが、必要に応じて検討の中で必要な期間を定めていくこともできると思います。そのときの対応で進めたいと思っています。</p>
北原委員	<p>そういうことならば結構ですが、雨は年変動がありますので、なるべく数年くらいのデータが欲しいところです。先行してあらかじめ影響のありそうなところの水位については、地下水位と湿原、松原湖等の水位を事前に測定されている方がいいのではないかと思いますので、よろしくお願いします。</p>
片谷委員長	<p>今の北原委員の御意見は、一刻も早くデータを採り始めた方がいいという御指摘かと思っています。</p> <p>既存のデータもあり得ますよね。例えば、湧水なども地元の市町村が把握されているような可能性もあります。早く観測を始めていただきたいという要望もありますが、既に測られているものがあればそのデータを収集するというのも含めて、もちろん国土交通省さんが管理されている河川はデータがあるでしょうから、あるデータは活用した</p>

上で、できるだけ早く調査を開始していただきたいという御指摘ですので、是非できる限り御指摘に沿った対応をしていただきたいと思います。

事業予定者
清水

承知しました。

富樫委員

今地下水の話がありましたけれど、先ほどの災害のところでちらっと出た大月川泥流と言われているものは、この方法書の中でも重要な地形・地質に取り上げられておりまして、ここは地質調査をやるということで資料1-2の5ページに赤い丸印がしてあります。これについても、地下水は地下水、生態系は生態系と、個別の縦割りの調査結果があればよいのではなく、この地域の生態系が、無機質な部分も含めてどういうふうになっているのかを確かめた上で、最適な対策・対応を考えていただきたいと思います。

関連して、この大月川泥流は、正確には大月川岩屑なだれと言っていますが、西暦887年に八ヶ岳の天狗岳の崩壊のより松原湖も含めてこの一帯の特異な地形が出来上がったことが分かっている非常に貴重な事例でもあります。ここの地形・地質を保全するというのはどういう観点で保全をするのが問題になってきます。何からルートをずらせばいいのか、あるいはどこを通ればいいのか、景観的に見えなくなっていくのかなど様々な要素が出てくると思いますので、広い視野で予測評価を行っていただくようお願いしたいと思います。

片谷委員長

新たな御指摘がありました。いかがですか。

事業予定者
清水

御指摘のとおり、あらゆることを想定し、極力広い視野で調査を進めたいと思っております。いろいろなことが想定できますので、ルートもそうですし、ルートに対する構造であるとか、一方で実際の社会活動の場もございますので、その辺も見据えて、いろんな切り口から今後アプローチをかけていく中での調査ということで、十分配慮して調査を進めたいと思います。

片谷委員長

富樫委員からの重要な助言に相当する御意見ですので、是非十分に反映していただくようお願いします。他にいかがでしょうか。

では、御欠席の委員から新たな御意見が届いていると聞いておりますので、事務局から御紹介をお願いします。

事務局
飯田

本日欠席されております大窪委員と亀山委員から御意見をいただいておりますので、御報告させていただきます。

まず大窪委員からですが、数が多いので、少しずつ区切って事業者に御確認いただければと思っております。

まず、事業計画に関する御意見です。方法書7-1~7-3ページの計画段階環境配慮書への対応についてのところで、国土交通大臣の意見では、対象事業実施区域の設定に当たっては、学校、病院その他環境の保全に配慮が必要な施設については十分配慮してルート設定するよう求めているところです。その内容に関しまして、現在示されているルート帯には筑波大学八ヶ岳演習林がかかっており、恵の森演習林と川上演習林、信州大学農学部AFCステーションの近傍に設定されています。これらの施設は自然豊かな教育研究の場として機能しているため、これらへの影響をできるだけ回避するルートの設定が必要であるとの御意見です。

主要な河川・湖沼・水源として、八ヶ岳の麓には多数の湧水や河川、湿地等で構成される水系が網の目のように分布しており、多様な生物種のハビタットとして機能しています。特に筑波大演習林及び信州大学施設に接している矢出川及び大門川水系や湿地帯は、貴重な生物種の宝庫です。

また、この地域では、方法書5-147ページの図5-2-13で確認できるとおり、旧石器

時代の住居跡など貴重な埋蔵文化財が多数存在することでも知られており、この点を考慮してもルートからは極力回避するようお願いしたいということをお願いしていただいております。

片谷委員長

事業者さんから今日何か御回答いただけることはありますか。

事業予定者
清水

ルート等につきましては、今後検討していく中でいろいろ配慮するところがありますので、今いただいた意見を参考にしまして、これから検討を具体的に進めていきたいと考えます。

片谷委員長

これは配慮書に対する大臣意見にも概ね重なる内容です。監督大臣もそのようにおっしゃっていることですので、十分大窪委員の御意見も取り入れてルートを決めていただくという方向で御検討いただくようお願いします。

関連する御発言があるそうですので、中村寛志委員どうぞ。

中村寛志委員

私も述べようと思っていたところですが、方法書 5-116 ページの長野県の学校教育施設に信州大学の野辺山演習林と筑波大の演習林が抜けていて、電波観測所も入っていませんが、どこかほかに入っているところがありますか。これらに対する影響の考察をしていただきたいと思います。

方法書 5-117 ページの地図ですと、N10 というポイントの辺りが電波塔、丸山と書いてあるところが信州大学農学部の演習林、その横が筑波大学の演習林になります。

事業予定者
清水

方法書に記載したのは、あくまでも出典に書いてございますホームページ等から引き出したものです。今委員がおっしゃられた筑波大の演習林、電波施設等につきましても、当然既に把握しておりますし、現地調査に入るときにも当然配慮したかたちで現地を見ていきたいと思っています。

片谷委員長

県の資料を引用しているので国立の機関は取り上げていただけなかったようですので、準備書段階ではきちんと配慮対象に入れていただくようお願いいたします。

では、事務局、続いてお願いします。

事務局
飯田

続きまして、地域特性の整理に関する大窪委員からの御意見です。方法書第 5 章の部分に該当します。

方法書 5-42～5-45 ページの表 5-1-24 と表 5-1-25、動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況に関する内容です。生物種の文献資料一覧として、千曲川河川事務所が実施している河川の水辺国勢調査報告書（複数年度）を入れ、この内容についても加える必要があるとの御意見です。また、筑波大及び信州大で実施された演習林や農場での研究成果等も必要のあるものを選抜して文献資料一覧に追加し、これらの内容についても加える必要性を指摘しています。

また、市町村で指定されている生物種と生息地・生育地に関する天然記念物について、方法書 5-135 ページで天然記念物に関して記載がありますが、こちらに市町村で指定する生物種に関する情報が見受けられないので、方法書 5-135 ページに追加して整理することが必要ではないかという御指摘です。

続いて、方法書 5-62 ページの植物相の状況ですが、対象地域における植物相や重要種の特徴について、植物地理学的な見地から説明が乏しく、長野・山梨両県での共通点や相違点について説明が不足しています。例えば、八ヶ岳の周辺地域は、日本列島の中でも特に長期間火山活動が活発だったため、このような地史的な要因から本地にのみ分布する植物種があることが知られているなどの記載が必要ではないかという御指摘です。

方法書 5-76 ページの植生の状況について、現存植生図を用い、植生学的な本地域の

特徴を植生帯ごとに自然植生や代償植生の違いを踏まえながら説明する必要性を指摘しています。現存植生図の植生区分ごとに整理すれば、自然環境の基盤としての植生状況について解釈しやすくなると御指摘いただいています。

次に、方法書 5-79 ページの生態系の状況について、自然環境の類型区分を大きく7区分に類型化しているが、図 5-1-14 で見る限り、もう少し多様な類型化が必要であるとの御意見です。特に、湿地に生育するヌマガヤオーダーやツルヨシ群集に相当する湿性草原は地域における希少種の宝庫であり、乾性的な草本群落としてはフジアカショウマ - シモツケソウ群集も地域として特徴的な群落として取り上げるべきと考えます。地域の自然環境は多様であり、もう少し詳細な植生の類型化が必要であるとの御指摘です。

もう1点、調査・予測・評価の項目選定に関し、方法書 8-2~8-3 ページの工事の実施の部分について、本日いろいろな議論があったところですが、「切土工等又は既存の工作物の除去」、「水底の掘削」の項目にあつては、工事の実施による影響を受ける可能性が高いため、植物、動物、生態系については追加選定する必要があると大窪委員からも御指摘をいただいております。以上が大窪委員からいただいた内容です。

片谷委員長

ありがとうございました。

最後の予測評価項目については、先ほど中村寛志委員も御発言されたこととほぼ同一の内容と思われます。これは先ほど事業者さんに検討を依頼済みですので、それ以外の御指摘について、たくさんありましたが、これらは持ち帰られますか。

事業予定者
清水

今いただいた内容につきましては、これから詳細調査をしていく中でより詳細に分類したものを踏まえて現地調査して、最終的には準備書の段階までにまとめていきたいと思っています。ですので、もう一度事務局に確認しまして、対応を今後していきたいと考えています。

片谷委員長

確かに方法書段階の調査では対応しきれない内容も少し含まれていたように思われますので、そういう部分は、今後現地調査等を通じて御指摘の趣旨を反映していくというような趣旨の回答もあり得るかと思えます。現時点で回答あるいは資料提出いただけるものがあれば、次回までに準備していただきたいと思っておりますので、御対応をよろしくお願いいたします。

では、事務局、大窪委員の御指摘の内容は書面で渡していただけますか。

何か関連する御発言があれば承ります。

では、亀山委員の御意見をお願いします。

事務局
飯田

亀山委員からは、特に景観及び人と自然との触れ合い活動の場で考慮すべき内容について、御指摘いただいています。

ルートの長野県部分の東側については、特に自然環境と景観が優れている場所であるという認識をお持ちです。こういった観点から、景観と人と自然との触れ合い活動の場で考慮すべきことが重なっており、関連して予測評価が必要ではないかと御指摘いただいています。具体的には、調査・予測・評価に当たって特に配慮すべき事項として、6項目を御指摘いただいています。1点目は、八ヶ岳中信高原国定公園は、視点場が面的に多くあることを意識して調査・予測をされたい。2点目は、松原湖周辺はかつて天然氷のスケート場の発祥地として栄えた歴史性を持っていることを意識して調査・評価されたい。3点目は、八ヶ岳ふれあい高原は星空の観察と鑑賞の場であることから道路照明による光害に配慮したり、野辺山の電波天文台は宇宙からの電磁波を観測することから地上から発する電磁波の影響に配慮するなど、光や電磁波の影響に十分配慮されたい。4点目は、JR野辺山駅周辺は自然風景の観光地として施設が集積していることから、利用への影響を考慮して調査・予測にあたられたい。5点目は、飯盛山の山腹斜面はハイキングコースや平沢峠などを含み、自然との触れ合い活動が行われていることか

ら、景観とともに触れ合い活動の場としての調査・予測が必要である。6点目は、JR最高地点から大門川溪谷にかけては山梨県境に跨ることとなるが、見落とすことなく景観に配慮して調査・評価されたい、という御指摘をいただいております。

以上です。

片谷委員長

事業者さんいかがですか。

事業予定者
清水

今後の調査に当たり、今言われた内容につきましては、十分配慮するようにします。

片谷委員長

今の御指摘は、方法書の内容というよりは今後現地調査や予測評価を進める上で配慮すべき事項という趣旨の御指摘だったかと思えます。事務局から文面で受け取っていただいて、今後の図書に反映させることももちろんありますが、すぐに資料を御提供いただけるような項目がありましたら、次回にでも出していただきたいと思いますので、御対応よろしくをお願いします。

何か関連して御発言はありますでしょうか。なければ、特に非公開で審議する内容をお持ちの方はいらっしゃいますか。では、今日は特に非公開審議をする必要がないということで、この議題に関する審議はここまでとさせていただきます。

今後の予定ですが、追加で御質問や御意見がある場合には、いつものとおり1週間以内、26日（木）までに事務局までお寄せいただきたいと思います。

ちょっと進行が不手際で遅れておりますが、事業者の皆様方はこれで本日の審議は終わりですので、お帰りいただいて結構です。委員の皆様は、先ほど事務局からお話がありましたように、このあとWeb会議システムの協議がありますので、少々休憩をとりまして、皆様がお戻りになり次第再開させていただきます。

片谷委員長

皆様お戻りですので、再開させていただきます。

本日の議事（2）は、「Web会議システムを利用した委員会への参加について」ということで、資料2と参考資料が用意されております。事務局から説明をお願いします。

事務局
飯田

資料2の参考資料を眺めながらお聞きください。県庁内でWeb会議システムを構築しておりまして、遠隔地と双方向でやり取りができる基盤はできております。このシステムを活用した技術委員会への参加という方法が今後考えられるかどうかを御検討いただければと思います。

県で持っているシステムの概略を御紹介するため、資料を用意しております。参考資料の1ページ目にWeb会議システムの概要図が示されていますが、例えば、技術委員会の会場である県庁内会議室と欠席される委員の大学の研究室や御自宅のネット環境とが繋がれば、双方向のやり取りが可能と考えております。このシステムはお互いに顔を合わせたコミュニケーションが可能であり、カメラなりマイクなりの設備が必要ですが、そちらを経由して意思疎通が図られるというものを目指しております。技術委員会は、このように皆様に集まっていただいて参加いただくことを前提としていますが、遠方から参加いただく委員の方も多い中で、例えば、委員会会場への参加は時間的に難しいのですが、開催時間帯に研究室にいらっやっや、対応が可能である場合に、遠隔参加をしていただくことが狙いです。

資料にシステムの機能を何点か挙げております。1点目として、お互いに顔を合わせたコミュニケーションが可能で、画面上には、何名かWeb会議システムに参加される方がカメラ機能を通じて表示され、こちらで発言をお願いする方を選択するとこちらに切り替わるという仕組みです。2点目として、資料、デスクトップ画面の共有が可能です。会場と参加いただいている方が同じ資料を見ることができます。事前に皆様には会議資料をお送りしていることが前提ですので、資料を共有して見ていただくことは少ないかと考えています。3点目として、音声を経由しなくても、チャットで会話するこ

とができます。4点目として、ホワイトボードの利用が可能です。ただし、文字で伝えるよりは、御発言いただいて、事業者とのやり取りの中で質疑応答を進めて意見構築をしていく方が現実的であると考えています。5点目として、会議の録画・録音機能があります。

通信の暗号化などのセキュリティ対策が講じられています。セキュリティが低い仕組みの中で非公開審議が運用されることは危険性が高いのですが、その点はクリアしていると考えております。

Web 会議では、通信回線がなければならないのはもちろんですが、使用するパソコンなどに音声と映像をやり取りする機能が必要です。事業者が新たに資料を提示した場合、会議室側からカメラで映して、その内容を見ながら御意見をいただくことも想定されますので、マイクなりカメラなりが必要になります。

仕組みはテレビ会議を想像していただければよろしいかと思いますが、こういった会議への遠隔参加の方法をどのように規定しておくか、整理が必要になります。資料2に記載しておりますが、条例上では、会議は委員長が招集し、議長となり、過半数の出席がないと会議が開けないと規定しています。また、運営要領の中で、どのような運営・運用をしていくかというところまでは定めておりますが、出席に関して、Web 会議による出席を認めるか認めないかは当然ながら規定していないのが現状です。

資料2に出席の解釈を記載しています。法的に明文化されたものはないのですが、例えば、一般社団法人等に関する法律の施行規則において、「理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない」と規定する中に、「理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）」という記載がありまして、その会議の場に参加しなくても出席できるということが読み取れるかと思えます。テレビ会議や電話会議のように出席者間の協議と意見交換が自由にでき、相手方の反応が分かるようになっている場合には、会議の会場にいなくても出席者として取り扱うことができると解釈されています。

規定の整理として、必ずしも出席を定義する必要はありませんが、その部分を明確化する場合、例えば技術委員会運営要領について、資料2に示すような改正を行うことが考えられます。何らかのかたちで一文定めておくと、運用としてやりやすいかと考えております。

ただ、仕組みとしてこれまで運用してきていないものですので、どの程度上手くいくのかどうかは掴めませんので、今後の委員会の中で、欠席の御予定ですがWeb 会議システムによる参加が可能な委員の方がいらっしゃれば、意思疎通が図れるかどうかを試行してみたいと思えます。

このような仕組みを使っていくことに関し、皆様から御意見をいただきたいと思えます。

片谷委員長

ありがとうございました。

まず、何か御質問等がありますか。

実は、私はすでに試行に参加したことがありまして、ちゃんとつながりました。飯田さんの顔が画面に映って、ちゃんと会話もでき、資料も映りました。実行できることは確認しております。

鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

実は、信州大学はもう何十年も前からWeb 会議は試行しておりますので、信大関係の先生方は抵抗がないと思えます。ただ、会議の重要度によって、できる場合とできない場合とに分かれていますので、この場合にどちらになるのかが分からないということですね。

片谷委員長

梅崎委員どうぞ。

梅崎委員 ひとつ検討していただきたいことがあります。今鈴木委員がおっしゃったように、Web会議は普通にやっているんですが、1対1というのはあまりなく、やはり会議室に何人か集まってやっています。そのときに検討していただきたいのが、非公開資料の配信についてです。配信しないのか、要するに守秘義務の確保というか、そこがひとつ問題かなと思います。

片谷委員長 例えば、当日事業者さんが当然持って来た資料を委員に見せたいという場合に、それが非公開であったときにどうするかということですね。事前に送れるものはまだいいのですが、それは検討事項ですね。
はい、御巫委員。

御巫委員 単に質問なのですが、私の職場は千葉県の博物館なので、千葉県庁と同じようなセキュリティがかかっている、長野県庁もそうかなと思います。外部の機器を接続するときにはいろいろと障壁が設けられています。長野県の方でそれで何かトラブルになったことはありませんか。

事務局
飯田 Web会議システムの通信の仕組みとして、県の行政ネットワークとは別の通信を使っていますので、長野県の行政ネットワークセキュリティ上の支障はありません。

鈴木委員 それは接続側の問題です。例えば、大町市は全くだめです。大町市のネットからはWebですら見られないです。大学だったらできるのですが、市町村や企業だとだめな場合が結構あるのではないのでしょうか。

事務局
飯田 それぞれ参加できるネット環境にあることが前提になりますので、セキュリティ上外へ繋ぐことが許可できない仕組みになっていると、参加は難しいかなという感じはします。

御巫委員 博物館独自のシステムと県庁のシステムの両方の中でやっているの、県庁の方はアウトかなと思っていて、博物館の方はできるかなと思っているので、相談させていただければと思います。

事務局
飯田 個別に試行してみたいと思います。

片谷委員長 ちなみに個人の機器を使えばその問題は解消されます。
契約していれば月払い一定額ですから。ノートパソコンと携帯電話を繋いで、ノートパソコンにWebカメラを付ければできます。ただし、個人の責任においてやらなきゃいけないですね。
機関によってセキュリティが違いますから、ひっかかる可能性は十分あります。
それは、今後導入するという前提であればどうやったら繋がるか確認して、ある委員は参加できるけれど、ある委員は参加できないというのであれば、公の仕組みとしてよくないですから。公的な委員会ですから全員が同じように参加する機会を得られないとまずいので、参加できない委員がいるという事態は避けたいですね。
富樫委員どうぞ。

富樫委員 趣旨からすると、県庁に近いところにいる委員の場合は、他の予定で来られなければWeb会議システムでも参加できないはずですから、あまり関係なくて、遠隔地にいる委員への課題です。例えば東京に近い委員なら東京事務所とか、松本に近い委員なら合庁といった拠点を設けて、そこから参加いただくことにすれば、セキュリティの部分

は解消できるのではないかという気がします。

片谷委員長

東京近辺にいる人だったら県の東京事務所に行って、そこで繋がるというのは有力な方法ですね。それはいい御提案だと思います。

要は、こういうものを今後導入するという方向性だけまずは御賛同いただけるかどうかをお諮りしたと思いますが、いかがでしょうか。もちろんいろいろな課題がありますので、それをクリアできてから正式には運用を始めるということで、そのときには要領の改正等も、これは事務局等で検討いただくことですが、そういう検討を進めるといふ方向については御了解いただけますでしょうか。

では、御異論がありませんので、御了解いただけたものとさせていただきます。

今後、テストに参加してくださいという呼びかけもあるかもしれません。私は12月に1回欠席する予定なので、その時はもしかすると画面で現れるかもしれません。画面では司会できないので、中村寛志委員に司会をしていただき、私は画面で参加することになるかもしれません。

この件は以上でよろしいですね。

では、今後の予定についてアナウンスをお願いします。

事務局
飯田

今後の審議予定ですが、次回の技術委員会は10月24日（木）の午後に県庁議会棟第1特別会議室で開催を予定しています。本日検討していただきました「（仮称）佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線」の方法書に関する第3回目の審議では、意見の取りまとめの方向性を模索したいと考えております。また、「諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）」の準備書に関する第3回目の審議もお願いする予定です。

先ほど委員長からもお話しがありましたが、本日の審議案件の内容について追加の御質問、御意見等がございましたら、9月26日（木）までに事務局あてお寄せくださるようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

何か御質問等ありますか。次回はまた時間が伸びそうな気がしますが、御了解ください。

では、本日の議事はここまでとさせていただきます、事務局にお返しいたします。

事務局
飯田

本日の技術委員会をこれで終了します。ありがとうございました。